

# 知事における個人情報の保護に関する神奈川県個人情報保護条例施行規則

平成2年7月17日

神奈川県規則第43号

改正 平成6年3月25日規則第19号  
改正 平成10年6月19日規則第65号  
改正 平成12年3月31日規則第13号  
改正 平成17年3月29日規則第48号  
改正 平成22年3月30日規則第16号  
改正 平成22年8月3日規則第97号  
改正 平成25年3月29日規則第42号  
改正 平成27年9月29日規則第97号  
改正 平成28年3月29日規則第48号  
改正 平成29年12月15日規則第93号  
改正 平成31年3月19日規則第6号  
改正 令和元年6月25日規則第15号  
改正 令和2年11月27日規則第88号  
改正 令和4年3月18日規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、神奈川県個人情報保護条例（平成2年神奈川県条例第6号）の施行に関し、知事における個人情報の保護について必要な事項を定めるものとする。

(行政文書から除く電磁的記録)

第2条 神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第2条第5号ウに規定する実施機関が定める電磁的記録は、次に掲げる電磁的記録とする。

- (1) 会議の記録を作成するために録音等をした録音テープ等に記録されている電磁的記録
- (2) 書式情報（文書の体裁に関する情報をいう。）を含めて磁気ディスク等に記録されている電磁的記録

(要配慮個人情報)

第2条の2 条例第6条第9号に規定する実施機関が定める心身の機能の障害は、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）第5条各号に掲げる障害とする。

(条例第7条第1項の行政文書から除かれるもの)

第3条 条例第7条第1項に規定する行政文書で実施機関が定めるものは、別表に掲げる行政文書とする。

(個人情報事務登録簿)

第4条 条例第7条第1項に規定する個人情報事務登録簿は、第1号様式とする。

(開示の請求書の記載事項等)

第5条 条例第19条第1項第3号に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）が開示の請求をしようとする場合における代理人の別（法定代理人にあつては、代理人の別及び本人の未成年者又は成年被後見人の別）並びに代理人の氏名及び住所（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに未成年者の生年月日（未成年者の法定代理人に限る。）

(2) 条例第24条第2項に規定する開示の方法のうち、開示の請求をしようとする者が求める開示の方法

2 条例第19条第1項の規定による請求書の提出は、自己情報の開示請求書（第2号様式）により行わなければならない。

（本人確認に必要な書類等）

第6条 条例第19条第2項（条例第28条第3項及び第35条第2項において準用する場合を含む。）及び第24条第4項に規定する保有個人情報の本人であることを確認するために必要な書類で実施機関が定めるものは、自動車又は原動機付自転車の運転免許証、旅券その他これらに類するものとして知事が認める書類とする。

2 代理人が本人に代わって保有個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求をするときは、代理人本人であることを確認するために必要な書類として知事が認めるもの及び次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出し、又は提示しなければならない。保有個人情報の開示を受けるときは、代理人本人であることを確認するために必要な書類として知事が認めるものを提示しなければならない。

(1) 法定代理人が請求する場合 戸籍謄本その他の本人との関係を確認するために必要な書類として知事が認めるもの

(2) 本人の委任による代理人が請求する場合 本人の押印がある委任状及びその押印した印鑑に係る印鑑登録証明書

3 前項の場合において、代理人が法人であるときは、同項に規定する書類のほか、自己情報の開示請求書、自己情報の訂正請求書又は自己情報の利用停止請求書を提出しようとする者が当該法人の役員若しくは職員又は代理人本人であることを確認するために必要な書類として知事が認めるものを提出し、又は提示（保有個人情報の開示を受けるときにあつては、提示）しなければならない。

（開示の請求に対する決定の通知）

第7条 条例第22条第2項の規定による通知は、保有個人情報の全部の開示をする旨の決定をしたときは自己情報の開示決定通知書（第3号様式）により、保有個人情報の一部の開示をする旨の決定をしたときは自己情報の一部開示決定通知書（第4号様式）により、保有個人情報の全部の開示を拒む旨の決定をしたときは自己情報の不開示決定通知書（第5号様式）により行うものとする。

（開示の請求に対する決定期間の延長等の通知）

第8条 条例第22条第4項の規定による通知は、自己情報開示請求に対する決定期間延長通知書（第6号様式）により行うものとする。

2 条例第22条第5項の規定による通知は、自己情報開示請求に対する決定期間特例延長通知書（第7号様式）により行うものとする。

（開示の請求に係る事案の移送の通知）

第9条 条例第23条第1項の規定による通知は、自己情報開示請求に係る事案移送通知書

(第8号様式)により行うものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等の通知)

第9条の2 条例第23条の2第1項及び第2項に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項(第2号に掲げる事項にあつては、同条第2項に該当する場合に限る。)とする。

(1) 開示の請求の年月日

(2) 条例第23条の2第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由

(3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第23条の2第1項及び第2項の規定による通知は、意見書提出機会付与通知書(第8号様式の2)により行うものとする。

3 条例第23条の2第3項(条例第41条の2第1項において準用する場合を含む。)の規定による通知は、開示決定に係る通知書(第8号様式の3)により行うものとする。

(電磁的記録の開示の方法)

第10条 条例第24条第2項第2号に規定する実施機関の定める方法は、電磁的記録若しくは電磁的記録を光ディスクその他の電磁的記録媒体(電磁的記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。)に複製した物(以下この条において「複製物」という。)を知事が保有する専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴又は複製物の交付とする。ただし、これらの方法により難いときは、電磁的記録を知事が保有するプログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。)を使用して用紙に出力した物の閲覧、その写しの交付その他知事が適当と認める方法により行うものとする。

(閲覧又は視聴による開示の実施)

第11条 条例第22条第1項の規定により開示の決定を受けた者又は条例第25条第2項の規定により開示を受ける者が、行政文書(行政文書を複製したもの並びに前条に規定する専用機器により再生したもの、用紙に出力した物及び知事が適当と認める方法により開示されるものを含む。以下この条において同じ。)の閲覧又は視聴をしようとするときは、知事が指定する期日及び場所において行わなければならない。

2 前項の場合において、行政文書の閲覧又は視聴をする者は、当該行政文書を丁寧に取り扱いなければならない。汚損し、又は破損してはならない。

3 前2項の規定に違反する者に対しては、知事は、行政文書の閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

(郵送等による請求の申出)

第12条 保有個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求をしようとする者は、病気、身体障害その他やむを得ない理由があるときは、別に定めるところにより、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便によりその請求をし、又は保有個人情報の開示を受けることを申し出ることができる。

(開示の請求の特例)

第13条 条例第25条第1項の規定により口頭により開示の請求ができる保有個人情報を定

めたときは、定めた内容を神奈川県公報により告示するものとする。

(行政文書の写し等の作成等)

第14条 行政文書(行政文書を複写したもの並びに第10条ただし書に規定する用紙に出力した物、その写し及び知事が適当と認める方法により開示されるものを含む。次項において同じ。)の写し等の作成は、知事が別に定める方法により行うものとする。

2 行政文書の写し等の交付の部数は、一の請求につき1部とする。

3 条例第26条に規定する写し等の交付に要する費用は、前納とする。

(訂正の請求書の記載事項等)

第15条 条例第28条第1項第4号に規定する実施機関が定める事項は、代理人が訂正の請求をしようとする場合における代理人の別(法定代理人にあっては、代理人の別及び本人の未成年者又は成年被後見人の別)並びに代理人の氏名及び住所(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)並びに未成年者の生年月日(未成年者の法定代理人に限る。)とする。

2 条例第28条第1項の規定による請求書の提出は、自己情報の訂正請求書(第9号様式)により行わなければならない。

(訂正の請求に対する決定の通知)

第16条 条例第31条第2項の規定による通知は自己情報の訂正決定通知書(第10号様式)により行い、同条第3項の規定による通知は自己情報の不訂正決定通知書(第11号様式)により行うものとする。

(訂正の請求に対する決定期間の延長等の通知)

第17条 条例第31条第4項の規定による通知は、自己情報訂正請求に対する決定期間延長通知書(第12号様式)により行うものとする。

2 条例第31条第5項の規定による通知は、自己情報訂正請求に対する決定期間特例延長通知書(第13号様式)により行うものとする。

(訂正の請求に係る事案の移送の通知)

第18条 条例第32条において準用する条例第23条第1項の規定による通知は、自己情報訂正請求に係る事案移送通知書(第14号様式)により行うものとする。

(利用停止の請求書の記載事項等)

第19条 条例第35条第1項第4号に規定する実施機関が定める事項は、代理人が利用停止の請求をしようとする場合における代理人の別(法定代理人にあっては、代理人の別及び本人の未成年者又は成年被後見人の別)並びに代理人の氏名及び住所(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)並びに未成年者の生年月日(未成年者の法定代理人に限る。)とする。

2 条例第35条第1項の規定による請求書の提出は、自己情報の利用停止請求書(第15号様式)により行わなければならない。

(利用停止の請求に対する決定の通知)

第20条 条例第38条第2項の規定による通知は自己情報の利用停止決定通知書(第16号様式)により行い、同条第3項の規定による通知は自己情報の利用不停止決定通知書(第17号様式)により行うものとする。

(利用停止の請求に対する決定期間の延長等の通知)

第21条 条例第38条第4項の規定による通知は、自己情報利用停止請求に対する決定期間延長通知書（第18号様式）により行うものとする。

2 条例第38条第5項の規定による通知は、自己情報利用停止請求に対する決定期間特例延長通知書（第19号様式）により行うものとする。

（諮問をした旨の通知）

第22条 条例第41条の規定による通知は、個人情報保護審査会諮問通知書（第20号様式）により行うものとする。

（神奈川県個人情報保護審査会への通知）

第23条 知事は、条例第39条の3に規定する不開示等の決定又は不作為に係る審査請求につき行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第31条から第36条までに規定する手続が行われたときは、遅滞なく、その旨を神奈川県個人情報保護審査会に通知するものとする。

附 則

この規則は、平成2年10月1日から施行する。

附 則（平成6年3月25日規則第19号）

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成10年6月19日規則第65号）

この規則は、平成10年7月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日規則第13号）

（施行期日）

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前にされた改正前の第4条第2項、第11条第2項又は第13条第2項の規定による請求書又は申出書の提出でこの規則の施行の際まだその処理がされていないものについては、改正後の第4条第2項、第11条第2項又は第13条第2項の規定による請求書又は申出書の提出とみなす。

3 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成17年3月29日規則第48号）

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

事業者が保有する個人情報に関する神奈川県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

附 則（平成22年3月30日規則第16号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

（様式の作成に係る経過措置）

70 この規則による改正前の各規則に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成22年 8 月 3 日規則第97号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成25年 3 月29日規則第42号抄）

1 この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

（様式の作成に係る経過措置）

56 この規則による改正前の各規則に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成27年 9 月29日規則第97号）

1 この規則は、平成27年10月 5 日から施行する。

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成28年 3 月29日規則第48号）

1 この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成29年12月15日規則第93号）

この規則は、平成30年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成31年 3 月19日規則第 6 号）

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年11月27日規則第88号）

この規則は、令和 2 年12月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月18日規則第22号）

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

#### 別表（第 3 条関係）

1 県又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人（以下「県等」という。）の職員の職務の遂行に関して設置され、県等の職員で構成される会議の構成員の名簿

2 県等の職員の職務に係る研修に関して作成された名簿

3 県の職員の身分証明書、立入検査証等特定の職務に従事する職員であることを証する書類の交付台帳

4 庁内の会議室の利用申込書等知事の組織内部又は県等の機関相互の申込手続等に使用される書類

5 時間外勤務命令簿、旅行命令簿等定められた様式により作成され専ら県の職員の職務の遂行に関する個人情報記録された書類

6 その他上記に類する行政文書

第1号様式（第4条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

（知事）

個人情報事務登録簿

機関コード	局名	所属コード	登録番号
登録年月日	年 月 日	開始年月日	年 月 日
登録主管室課所			
所管室課所			
個人情報取扱事務要	名称		
	目的		
	根拠法令等		
収集する個人情報に係る当該個人の類型		の個人情報	
個人情報を取り扱う目的			
個人情報の項目名	基本的項目	家庭生活	社会生活
	資産・収入	その他の項目	
	<input type="checkbox"/> 整理番号 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 住所・電話番号 <input type="checkbox"/> 本籍（地）・国籍 <input type="checkbox"/> 続き柄 <input type="checkbox"/> 個人番号	<input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 趣味 <input type="checkbox"/> その他 [ ]	<input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> その他 [ ]
	<input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 収入状況 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> その他 [ ]	<input type="checkbox"/> 意見・要望 <input type="checkbox"/> 相談内容 <input type="checkbox"/> 顔写真 <input type="checkbox"/> その他 [ ]	
要配慮個人情報の取扱い	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> (1) 信条 <input type="checkbox"/> (2) 人種 <input type="checkbox"/> (3) 社会的身分 <input type="checkbox"/> (4) 犯罪の経歴 <input type="checkbox"/> (5) 刑事事件に関する手続 <input type="checkbox"/> (6) 少年の保護事件に関する手続	
	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> (7) 犯罪により害を被った事実 <input type="checkbox"/> (8) 病歴 <input type="checkbox"/> (9) 心身の機能の障害 <input type="checkbox"/> (10) 健康診断等の結果 <input type="checkbox"/> (11) 医師等による指導・診療・調剤	
	取扱い理由	<input type="checkbox"/> 法令等 <input type="checkbox"/> 犯罪の予防等 <input type="checkbox"/> 審議会意見 [類型] [個別] 法令等の名称 摘要	
個人情報の収集先及び収集の方法	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 [根拠；条例第8条第4項第 号 [ ] 該当] <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> 都道府県 <input type="checkbox"/> 市町村 <input type="checkbox"/> 第三セクター <input type="checkbox"/> 刊行物等 <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> 他の個人 <input type="checkbox"/> その他 [ ] <input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> その他 [ ]		条例第8条
保有個人情報を利用する範囲	<input type="checkbox"/> 所管室課所のみ <input type="checkbox"/> 所管室課所以外 [室課所名]		条例第9条・第9条の2
保有個人情報を提供する範囲及び提供する項目名	<input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> 都道府県 <input type="checkbox"/> 市町村 <input type="checkbox"/> 第三セクター <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> 他の個人 <input type="checkbox"/> 報道機関 <input type="checkbox"/> その他 [ ] 項目名		条例第9条・第9条の3
電磁的方法による外部提供	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	システム名	条例第10条
個人情報が記録された行政文書のうち主なもの	1	4	
	2	5	
	3	6	
備考			

(継続用紙)

機関コード		局名		所属コード		登録番号	
-------	--	----	--	-------	--	------	--

収集する個人情報に係る当該個人の類型		の個人情報					
個人情報を取り扱う目的							
個人情報の項目名	基本的項目	家庭生活	社会生活	資産・収入	その他の項目		
	<input type="checkbox"/> 整理番号 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 住所・電話番号 <input type="checkbox"/> 本籍(地)・国籍 <input type="checkbox"/> 続き柄 <input type="checkbox"/> 個人番号	<input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 趣味 <input type="checkbox"/> その他 [ ] [ ]	<input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> その他 [ ]	<input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 収入状況 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> その他 [ ] [ ] [ ]	<input type="checkbox"/> 意見・要望 <input type="checkbox"/> 相談内容 <input type="checkbox"/> 顔写真 <input type="checkbox"/> その他 [ ] [ ] [ ]		
要配慮個人情報の取扱い	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> ① 信条 <input type="checkbox"/> ② 人種 <input type="checkbox"/> ③ 社会的身分 <input type="checkbox"/> ④ 犯罪の経歴 <input type="checkbox"/> ⑤ 刑事事件に関する手続 <input type="checkbox"/> ⑥ 少年の保護事件に関する手続 <input type="checkbox"/> ⑦ 犯罪により害を被った事実 <input type="checkbox"/> ⑧ 病歴 <input type="checkbox"/> ⑨ 心身の機能の障害 <input type="checkbox"/> ⑩ 健康状態等の結果 <input type="checkbox"/> ⑪ 医師等による指導・診療・調判				条 第 6 条	
	取扱い理由	<input type="checkbox"/> 法令等 <input type="checkbox"/> 犯罪の予防等 <input type="checkbox"/> 審議会意見 [類型 ] [個別 ] 法令等の名称 摘要					
個人情報の収集先及び収集の方法	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 [根拠; 条例第 8 条第 4 項第 号 [ ] 該当] <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> 都道府県 <input type="checkbox"/> 市町村 <input type="checkbox"/> 第三セクター <input type="checkbox"/> 刊行物等 <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> 他の個人 <input type="checkbox"/> その他 [ ] <input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> その他 [ ]					条 第 8 条	
保有個人情報を利用する範囲	<input type="checkbox"/> 所管室課所のみ <input type="checkbox"/> 所管室課所以外 [室課所名 ]					条例第 9 条 ・ 第 9 条の 2	
保有個人情報を提供する範囲及び提供する項目名	<input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> 都道府県 <input type="checkbox"/> 市町村 <input type="checkbox"/> 第三セクター <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> 他の個人 <input type="checkbox"/> 報道機関 <input type="checkbox"/> その他 [ ] 項目名					条例第 9 条 ・ 第 9 条の 3	
電磁的方法による外部提供	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	システム名				条 第 1 0 条	
個人情報が記録された行政文書のうち主なもの	1				4		
	2				5		
	3				6		
備考							

第2号様式（第5条、第6条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

自己情報の開示請求書

年 月 日

神奈川県知事殿

郵便番号  
住 所  
氏 名  
電話番号

神奈川県個人情報保護条例第18条第1項（第2項）の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開示の請求に係る 保有個人情報の内容	〔 行政文書の件名又は知りたいと思う事項の概要を開示の請求に係る保有 個人情報が特定できるように具体的に記載してください。 〕		
代理人が開示の請求を しようとする場合にお ける代理人の別	<input type="checkbox"/> 法定代理人	〔 <input type="checkbox"/> 本人が未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 本人が成年被後見人 〕	
求める開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴を請求します。 <input type="checkbox"/> 写し（用紙に出力した物の写し及び複写した物を含む。）の交付を請求しま す。		
※行政文書を管理し ている室課所	局（所）	室・部	課
備 考			

- 備考 1 個人番号を含む個人情報に限り、本人から委任を受けた代理人（以下「任意代理人」という。）も開示の請求を行うことができます。
- 2 代理人が本人に代わって請求する場合には、代理人である旨並びに代理人の郵便番号、住所（主たる事務所の所在地）、氏名（名称及び代表者の氏名）及び電話番号（本人と同一の場合には、省略することができます。）を併せて記載してください。代理人が法人の場合には、併せて代表者印を押印してください。
- 3 のある欄には、該当する内に $\surd$ 印を記入してください。
- 4 ※印の欄は、係員に相談の上、記入してください。
- 5 請求の際には、自動車の運転免許証等本人であることを確認するために必要な書類の提出又は提示が必要です。
- 6 法定代理人が請求する場合には、5の書類に代え、法定代理人本人であることを確認するために必要な書類及び戸籍謄本その他の本人との関係を確認するために必要な書類の提出又は提示が必要です。
- 7 任意代理人が個人番号を含む個人情報の開示を請求する場合には、5の書類に代え、任意代理人本人であることを確認するために必要な書類、本人の押印がある委任状及びその押印した印鑑に係る印鑑登録証明書の提出又は提示が必要です。

## 第3号様式（第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

## 自己情報の開示決定通知書

年 月 日

様

神奈川県知事 印

年 月 日に開示の請求がありました保有個人情報については、次のとおり開示します。

なお、この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

開示の請求に係る 保有個人情報の内容	
開示の実施の方法	
保有個人情報の開示 の期日及び場所	年 月 日午前・午後 時 分から 時 分までの間に、( )にお越しく ださい。 なお、当日御都合が悪い場合には、あらかじめその旨を電 話等で担当グループ（係）まで御連絡ください。
事務担当室課所	局（所） 室・部 課 グループ（係） 電話番号 内線
備 考	

備考 1 「保有個人情報の開示の期日及び場所」の欄は、保有個人情報の開示を受け  
るためにお越しいただく場合に記入してあります。

2 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。

3 保有個人情報の開示を受ける際に本人確認をしますので、備考の欄に記載さ  
れている書類を係員に提示してください。

第4号様式（第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

自己情報の一部開示決定通知書

年 月 日

様

神奈川県知事 印

年 月 日に開示の請求がありました保有個人情報については、次のとおり開示します。ただし、開示の請求に係る保有個人情報には、開示をすることができない部分があることを御了承ください。

なお、この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

開示の請求に係る 保有個人情報の内容	
開示の実施の方法	
開示をすることができない部分及び理由	(開示をすることができない部分の概要) 神奈川県個人情報保護条例第 条第 項第 号該当 (理由)
保有個人情報の開示 の期日及び場所	年 月 日午前・午後 時 分から 時 分までの間に、( )にお越しください。 なお、当日御都合が悪い場合には、あらかじめその旨を電話等で担当グループ(係)まで御連絡ください。
時 限 性 開 示	上に示した開示をすることができない理由のうち、 については、年 月 日以後であればその理由 がなくなりますので、同日以後に改めて開示の請求をしてください。
事務担当室課所	局(所) 室・部 課 グループ(係) 電話番号 内線
備 考	

- 備考 1 「保有個人情報の開示の期日及び場所」の欄は、保有個人情報の開示を受けるためにお越しいただく場合に記入してあります。
- 2 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。
- 3 保有個人情報の開示を受ける際に本人確認をしますので、備考の欄に記載されている書類を係員に提示してください。
- 4 「時限性開示」の欄は、開示の請求に係る保有個人情報の一部の開示を拒む理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときに記入してあります。

第5号様式（第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

## 自己情報の不開示決定通知書

年 月 日

様

神奈川県知事 

年 月 日に開示の請求がありました保有個人情報については、次のとおり不開示とします。

なお、この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

開示の請求に係る 保有個人情報の内容	
不開示（開示を拒む こと）とする理由	神奈川県個人情報保護条例第 条第 項第 号該当 (理由)
時 限 性 開 示	上に示した不開示とする理由のうち、 については、 年 月 日以後であればその理由がなくなりま すので、同日以後に改めて開示の請求をしてください。
事務担当室課所	局(所) 室・部 課 グループ(係) 電話番号 内線

備考 「時限性開示」の欄は、開示の請求に係る保有個人情報を不開示とする理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときに記入してあります。

第6号様式（第8条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

自己情報開示請求に対する決定期間延長通知書

年 月 日

様

神奈川県知事 

年 月 日に開示の請求がありました保有個人情報については、神奈川県個人情報保護条例第22条第4項の規定により、次のとおり開示又は不開示の決定期間を延長します。

なお、開示又は不開示の決定を行ったときは、通知します。

開示の請求に係る 保有個人情報の内容	
決定期間を延長する 理由	
決定期間を延長した 後の開示又は不開示 の決定を行う期限	年 月 日
事務担当室課所	局（所） 室・部 課 グループ（係） 電話番号 内線

第7号様式（第8条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

自己情報開示請求に対する決定期間特例延長通知書

年 月 日

様

神奈川県知事 印

年 月 日に開示の請求がありました保有個人情報については、神奈川県個人情報保護条例第22条第5項の規定により、請求があった日から起算して60日以内に保有個人情報の相当の部分について開示又は不開示の決定を行い、残りの保有個人情報については、相当の期間内に開示又は不開示の決定を行いますので、次のとおり通知します。

なお、開示又は不開示の決定を行ったときは、通知します。

開示の請求に係る 保有個人情報の内容	
60日以内に保有個人情報 の全てについて開示又は 不開示の決定を行うこと ができない理由	
保有個人情報の相当の 部分について開示又は 不開示の決定を行う 期限	年 月 日
残りの保有個人情報 について開示又は 不開示の決定を行う 期限	年 月 日
事務担当室課所	局（所） 室・部 課 グループ（係） 電話番号 内線

第8号様式（第9条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

## 自己情報開示請求に係る事案移送通知書

年 月 日

様

神奈川県知事 

年 月 日に開示の請求がありました保有個人情報については、神奈川県個人情報保護条例第23条第1項の規定により、次のとおり事案を移送しましたので、通知します。

なお、今後の諾否の決定等については、移送を受けた実施機関において行います。

開示の請求に係る 保有個人情報の内容	
移送を受けた実施機関	
移送を受けた実施機関 の事務担当室課所	局（所） 室・部 課 グループ（係） 電話番号 内線
事案を移送した理由	
移送をした実施機関の 事務担当室課所	局（所） 室・部 課 グループ（係） 電話番号 内線

第8号様式の2（第9条の2関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

## 意見書提出機会付与通知書

年 月 日

様

神奈川県知事 印

神奈川県では、県が保有する個人情報についての適正な取扱いを確保するため、神奈川県個人情報保護条例を定めています。今回、あなたに関する情報が記録されている行政文書について、神奈川県個人情報保護条例第18条の規定に基づき開示の請求がありました。この行政文書を開示することに関し、意見書を提出することができますので、同条例第23条の2第1項（第2項）の規定により、次のとおり通知します。

開示の請求に係る行政文書に記録されているあなたに関する情報の内容	
開示の請求があった日	年 月 日
条例第23条の2第2項の規定による通知の場合の第1号又は第2号の適用の区分及び当該規定を適用する理由	条例第23条の2第2項第 号適用 (理由)
意見書の提出期限	年 月 日
意見書の提出先 (事務担当室課所)	所在地 郵便番号 局(所) 室・部 課 グループ(係) 電話番号 内線

第8号様式の3（第9条の2関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

## 開示決定に係る通知書

年 月 日

様

神奈川県知事 印

あなたに関する情報が記録されている行政文書について、開示請求者に開示することとしましたので、神奈川県個人情報保護条例第23条の2第3項（第41条の2第1項において準用する第23条の2第3項）の規定により、次のとおり通知します。

なお、この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

開示の請求に係る行政文書に記録されているあなたに関する情報の内容	
開示の決定をした理由	
開示を実施する日	年 月 日
事務担当室課所	局（所） 室・部 課 グループ（係） 電話番号 内線

第9号様式（第6条、第15条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

自己情報の訂正請求書

年 月 日

神奈川県知事 殿

郵便番号  
住 所  
氏 名  
電話番号

神奈川県個人情報保護条例第27条第1項(第2項において準用する第18条第2項)の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正の請求に係る 保有個人情報の内容	〔 行政文書の件名又は訂正したいと思う事項の概要を訂正の請求に係る保有個人情報が特定できるように具体的に記載してください。 〕					
訂正を求める箇所 及び訂正の内容	訂正前					
	訂正後					
代理人が訂正の請求をしようとする場合における代理人の別	<input type="checkbox"/> 法定代理人 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td rowspan="2" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">〔</td> <td><input type="checkbox"/> 本人が未成年者（ 年 月 日生）</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 本人が成年被後見人</td> </tr> </table>			〔	<input type="checkbox"/> 本人が未成年者（ 年 月 日生）	<input type="checkbox"/> 本人が成年被後見人
〔	<input type="checkbox"/> 本人が未成年者（ 年 月 日生）					
	<input type="checkbox"/> 本人が成年被後見人					
	<input type="checkbox"/> 本人の委任による代理人（個人番号を含む個人情報に限る。）					
※行政文書を管理している室課所	局（所）	室・部	課			
備 考						

- 備考 1 個人番号を含む個人情報に限り、本人から委任を受けた代理人（以下「任意代理人」という。）も訂正の請求を行うことができます。
- 2 代理人が本人に代わって請求する場合には、代理人である旨並びに代理人の郵便番号、住所（主たる事務所の所在地）、氏名（名称及び代表者の氏名）及び電話番号（本人と同一の場合には、省略することができます。）を併せて記載してください。代理人が法人の場合には、併せて代表者印を押印してください。
- 3 □のある欄には、該当する□内に☑印を記入してください。
- 4 ※印の欄は、係員に相談の上、記入してください。
- 5 請求の際には、訂正の内容が事実と合致することを証明する書類の提出又は提示が必要です。
- 6 請求の際には、自動車の運転免許証等本人であることを確認するために必要な書類の提出又は提示が必要です。
- 7 法定代理人が請求する場合には、6の書類に代え、法定代理人本人であることを確認するために必要な書類及び戸籍謄本その他の本人との関係を確認するために必要な書類の提出又は提示が必要です。
- 8 任意代理人が個人番号を含む個人情報の訂正を請求する場合には、6の書類に代え、任意代理人本人であることを確認するために必要な書類、本人の押印がある委任状及びその押印した印鑑に係る印鑑登録証明書の提出又は提示が必要です。

第 10 号様式（第 16 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

## 自己情報の訂正決定通知書

年 月 日

様

神奈川県知事 印

年 月 日に訂正の請求がありました保有個人情報については、次のとおり訂正をしました。

なお、この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

訂正の請求に係る 保有個人情報の内容	
訂 正 の 内 容	
訂 正 決 定 年 月 日	年 月 日
訂 正 年 月 日	年 月 日
訂 正 の 理 由	
事 務 担 当 室 課 所	局 (所) 室・部 課 グループ (係) 電話番号 内線
備 考	

第 11 号様式（第 16 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

## 自己情報の不訂正決定通知書

年 月 日

様

神奈川県知事 

年 月 日に訂正の請求がありました保有個人情報については、次のとおり訂正をしないこととします。

なお、この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内となります。

訂正の請求に係る 保有個人情報の内容	
訂正をしない理由	
事務担当室課所	局（所） 室・部 課 グループ（係） 電話番号 内線
備 考	

第 12 号様式（第 17 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

## 自己情報訂正請求に対する決定期間延長通知書

年 月 日

様

神奈川県知事 

年 月 日に訂正の請求がありました保有個人情報については、神奈川県個人情報保護条例第 31 条第 4 項の規定により、次のとおり訂正又は不訂正の決定期間を延長します。

なお、訂正又は不訂正の決定を行ったときは、通知します。

訂正の請求に係る 保有個人情報の内容	
決定期間を延長 する理由	
決定期間を延長した 後の訂正又は不訂正 の決定を行う期限	年 月 日
事務担当室課所	局（所） 室・部 課 グループ（係） 電話番号 内線

第 13 号様式（第 17 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

## 自己情報訂正請求に対する決定期間特例延長通知書

年 月 日

様

神奈川県知事 印

年 月 日に訂正の請求がありました保有個人情報については、神奈川県個人情報保護条例第 31 条第 5 項において準用する第 22 条第 5 項の規定により、請求があった日から起算して 75 日以内に保有個人情報の相当の部分について訂正又は不訂正の決定を行い、残りの保有個人情報については、相当の期間内に訂正又は不訂正の決定を行いますので、次のとおり通知します。

なお、訂正又は不訂正の決定を行ったときは、通知します。

訂正の請求に係る 保有個人情報の内容	
75 日以内に保有個人情報 の全てについて訂正又は 不訂正の決定を行うこと ができない理由	
保有個人情報の相当の 部分について訂正又は 不訂正の決定を行う期 限	年 月 日
残りの保有個人情報に ついて訂正又は不訂正 の決定を行う期限	年 月 日
事務担当室課所	局（所） 室・部 課 グループ（係） 電話番号 内線

第 14 号様式（第 18 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

## 自己情報訂正請求に係る事案移送通知書

年 月 日

様

神奈川県知事 印

年 月 日に訂正の請求がありました保有個人情報については、神奈川県個人情報保護条例第 32 条において準用する第 23 条第 1 項の規定により、次のとおり事案を移送しましたので、通知します。

なお、今後の諾否の決定等については、移送を受けた実施機関において行います。

訂正の請求に係る 保有個人情報の内容	
移送を受けた実施機関	
移送を受けた実施機関 の事務担当室課所	局（所） 室・部 課 グループ（係） 電話番号 内線
事案を移送した理由	
移送をした実施機関の 事務担当室課所	局（所） 室・部 課 グループ（係） 電話番号 内線

第 15 号様式（第 6 条、第 19 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

## 自己情報の利用停止請求書

年 月 日

神奈川県知事殿

郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

神奈川県個人情報保護条例第 34 条第 1 項（第 2 項において準用する第 18 条第 2 項）の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止の請求に係る保有個人情報の内容	〔 行政文書の件名又は利用停止したいと思う事項の概要を利用停止の請求に係る保有個人情報が特定できるように具体的に記載してください。 〕		
利用停止を求めるところ			
利用停止の内容	利用の停止 ・ 消去 ・ 提供の停止		
代理人が利用停止の請求をしようとする場合における代理人の別	<input type="checkbox"/> 法定代理人	〔 <input type="checkbox"/> 本人が未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 本人が成年被後見人 〕	
	<input type="checkbox"/> 本人の委任による代理人（個人番号を含む個人情報に限る。）		
※行政文書を管理している室課所	局（所）	室・部	課
備 考			

- 備考 1 個人番号を含む個人情報に限り、本人から委任を受けた代理人（以下「任意代理人」という。）も利用停止の請求を行うことができます。
- 2 代理人が本人に代わって請求する場合には、代理人である旨並びに代理人の郵便番号、住所（主たる事務所の所在地）、氏名（名称及び代表者の氏名）及び電話番号（本人と同一の場合には、省略することができます。）を併せて記載してください。代理人が法人の場合には、併せて代表者印を押印してください。
- 3  のある欄には、該当する  内に  印を記入してください。
- 4 ※印の欄は、係員に相談の上、記入してください。
- 5 請求の際には、自動車の運転免許証等本人であることを確認するために必要な書類の提出又は提示が必要です。
- 6 法定代理人が請求する場合には、5 の書類に代え、法定代理人本人であることを確認するために必要な書類及び戸籍謄本その他の本人との関係を確認するために必要な書類の提出又は提示が必要です。
- 7 任意代理人が個人番号を含む個人情報の利用停止を請求する場合には、5 の書類に代え、任意代理人本人であることを確認するために必要な書類、本人の押印がある委任状及びその押印した印鑑に係る印鑑登録証明書の提出又は提示が必要です。

第 16 号様式（第 20 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

## 自己情報の利用停止決定通知書

年 月 日

様

神奈川県知事 

年 月 日に利用停止の請求がありました保有個人情報については、次のとおり利用停止をしました。

なお、この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

利用停止の請求に係る 保有個人情報の内容	
利用停止の内容	
利用停止決定年月日	年 月 日
利用停止年月日	年 月 日
利用停止の理由	
事務担当室課所	部（所） 室・課 グループ（係） 電話番号 内線
備考	

第 17 号様式（第 20 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

## 自己情報の利用不停止決定通知書

年 月 日

様

神奈川県知事 

年 月 日に利用停止の請求がありました保有個人情報については、次のとおり利用停止をしないこととします。

なお、この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内となります。

利用停止の請求に係る 保有個人情報の内容	
利 用 停 止 を し な い 理 由	
事 務 担 当 室 課 所	局 (所) 室・部 課 グループ (係) 電話番号 内線
備 考	

第 18 号様式（第 21 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

## 自己情報利用停止請求に対する決定期間延長通知書

年 月 日

様

神奈川県知事 

年 月 日に利用停止の請求がありました保有個人情報については、神奈川県個人情報保護条例第 38 条第 4 項の規定により、次のとおり利用停止又は利用不停止の決定期間を延長します。

なお、利用停止又は利用不停止の決定を行ったときは、通知します。

利用停止の請求に係る 保有個人情報の内容	
決定期間を延長 する理由	
決定期間を延長した 後の利用停止又は 利用不停止の決定を 行う期限	年 月 日
事務担当室課所	局（所） 室・部 課 グループ（係） 電話番号 内線

第 19 号様式（第 21 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

## 自己情報利用停止請求に対する決定期間特例延長通知書

年 月 日

様

神奈川県知事 

年 月 日に利用停止の請求がありました保有個人情報については、神奈川県個人情報保護条例第 38 条第 5 項において準用する第 22 条第 5 項の規定により、請求があった日から起算して 75 日以内に保有個人情報の相当の部分について利用停止又は利用不停止の決定を行い、残りの保有個人情報については、相当の期間内に利用停止又は利用不停止の決定を行いますので、次のとおり通知します。

なお、利用停止又は利用不停止の決定を行ったときは、通知します。

利用停止の請求に係る 保有個人情報の内容	
75 日以内に保有個人情報の 全てについて利用停止又は利 用不停止の決定を行うこと ができない理由	
保有個人情報の相当の 部分について利用停止 又は利用不停止の 決定を行う期限	年 月 日
残りの保有個人情報につ いて利用停止又は 利用不停止の決定を 行う期限	年 月 日
事務担当室課所	局(所) 室・部 課 グループ(係) 電話番号 内線

第 20 号様式（第 22 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

## 個人情報保護審査会諮問通知書

年 月 日

様

神奈川県知事 

自己情報の開示の請求（訂正の請求・利用停止の請求）に係る決定等に対する審査請求について、神奈川県個人情報保護条例第 40 条第 1 項の規定により、神奈川県個人情報保護審査会に諮問しましたので、同条例第 41 条の規定により、次のとおり通知します。

開示の請求（訂正の請求・利用停止の請求）に係る保有個人情報の内容	
審査請求の内容	
審査請求があった日	年 月 日
審査会に諮問した日	年 月 日
事務担当室課所	局（所） 室・部 課 グループ（係） 電話番号 内線